

別添2 利用者が行う安全管理措置

1. 基本的な安全管理対策と推奨される安全管理対策

法に規定されている秘密保持義務は、国又は国立がん研究センターにおいて全国がん登録情報等の取扱いの事務に従事する職員や、都道府県がん情報等の取扱いの事務に従事する都道府県職員に規定されているのと同様に、法第33条では、全国がん登録情報若しくは都道府県がん情報の提供を受けた者にも秘密保持義務が課せられることが規定されている。また、全国がん登録情報及び都道府県がん情報の機密性や、事業自体の重要性から、法第6章において、こうした規定に反して秘密を漏らした者は、厳格に処罰されることが規定されており、情報漏えいのリスクに対する安全管理措置として、組織的、物理的、技術的、人的な対策をとるべきである。なお、本文書における「対策」とは、利用者が実施可能と考えられ、かつ確実に実現すべきことである。

1.1. 組織的安全管理対策

組織的安全管理対策とは、統括利用責任者が、利用場所における安全管理について、自らの責任とすべての利用者の権限を明確に定め、その実施状況を日常の自己点検等によって確認することをいう。組織的安全管理対策には以下の事項が含まれる。

- ア. 安全管理対策を講じるための組織体制の整備
 - イ. 個人情報の取扱状況を一覧できる手段（個人情報取扱台帳）の整備
 - ウ. 利用者の安全管理対策の評価方法の整備とその見直し及び改善
 - エ. 事故（情報の漏えい等）又は違反（従事者の運用管理規程違反等）への対処方法の整備

【対策】

- ① 統括利用責任者は、各利用場所に、情報の利用責任者を置き、体制を整備する。
- ② 利用責任者は、申出文書に基づき利用場所ごとの利用者を把握し、それぞれの作業分担と処理してよい情報の範囲を明記する。
- ③ 統括利用責任者は、取り扱う情報の種類ごとに、保管及び廃棄に関する一覧を整備する。一覧には、以下の項目を含む。
 - (ア) 保管期限
 - (イ) 保管方法
 - (ウ) 保管場所
 - (エ) 廃棄方法
- ④ 利用者は、定められた担当範囲と手続きに従い、情報を適切に取り扱う。利用責任者は、利用者が、申出文書に定められた利用方法や安全管理措置を遵守することを管理し、万一、違反している事実又は兆候に気付いた場合は、速やかに是正するとともに、窓口組織に報告する。
- ⑤ 統括利用責任者は、国内外を問わず、利用者による情報の利用状況等について、継続的に管理・監督を行い、違反の有無に関わらず、毎年3月（利用開始1年未満の場合を除

く)に、情報の利用状況及び調査研究の進捗を国立がん研究センター又は都道府県の窓口組織に簡易的に報告する。

- ⑥ 統括利用責任者は、厚生労働大臣又は都道府県知事より、報告の要請、助言、勧告及び命令があった場合には、外部監査の受入を含め、現状を把握し、対策を実施し、結果を取りまとめ、窓口組織に報告する。

※関連する法による規定（法第36条、第37条、第38条）

(報告の徵収)

第三十六条 厚生労働大臣及び都道府県知事は、この節の規定の施行に必要な限度において、第三節の規定により全国がん登録情報若しくは都道府県がん情報の提供を受けた者（都道府県知事及び市町村長を除く。次条において同じ。）又は当該提供を受けた者からこれらの情報の取扱いに関する事務若しくは業務の委託を受けた者に対し、これらの情報の取扱いに關し報告をさせることができる。

(助言)

第三十七条 厚生労働大臣及び都道府県知事は、この節の規定の施行に必要な限度において、第三節の規定により全国がん登録情報又は都道府県がん情報の提供を受けた者に対し、これらの情報の取扱いに關し必要な助言をすることができる。

(勧告及び命令)

第三十八条 厚生労働大臣及び都道府県知事は、前条に規定する者が第三十条第一項、第三十一条第一項又は第三十二条の規定に違反した場合において個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 厚生労働大臣及び都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において個人の権利利益が不当に害されるおそれがあると認めるときは、当該者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 厚生労働大臣及び都道府県知事は、前二項の規定にかかわらず、第三十六条に規定する者が第三十条、三十一条又は第三十二条の規定に違反した場合において個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

以下、非匿名化情報の利用者のみ（*）

- ⑦ （*）統括利用責任者は、個人情報の漏えい等（漏えい、滅失又は毀損）の事故が発生した場合、若しくは発生の可能性が高いと判断した場合の対応の手順を整備する。事故時対応手順には、以下の項目を含む。

(ア) 発見者から統括利用責任者への報告

(イ) 発見者から報告を受けた利用責任者から統括利用責任者への報告

(ウ) 統括利用責任者から窓口組織への報告

(エ) 報告先の連絡方法（休日・夜間、連絡がつかない場合の対応を含む）

(オ) 事実確認、原因究明、漏えい停止措置

(カ) 影響範囲の特定

(キ) 再発防止策の検討・実施

(ク) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律等の法令に定めるところによる対処

1.2. 物理的安全管理対策

利用者の作業においては、情報及び中間生成物を電子媒体、PC等の情報機器の中、あるいは紙媒体で保管・管理を行っている。物理的安全管理対策とは、これらの媒体や情報を取り扱うPC等を管理するに当たって、盗難、紛失、窃視等を防止することである。物理的安全管理対策には以下の事項が含まれる。

- ア. 利用場所の入退室の管理
- イ. 盗難、窃視等の防止
- ウ. 機器・装置・情報媒体等の盗難や紛失防止も含めた物理的な保護及び措置

【対策】

- ① 情報を含む電子媒体及び紙媒体は、利用を行う利用場所及び物理的保存を行っている区画から持ち出さず、鍵付きキャビネット等に施錠保管し、利用者は施錠されていることを、作業終了時に確認する。
- ② USB等の可搬電子媒体に情報を保存し保管している場合、現物の確認ができるように保管対象の電子媒体リスト（提供を受けた日や廃棄日を含める）を作成する。
- ③ 情報が保存されているロッカー、キャビネットは、施錠可能な利用場所（情報の保管場所を含む）に設置する。
- ④ 利用場所（情報の保管場所を含む）が無人のときは施錠する。
- ⑤ 情報を取り扱うPC等は、安全管理上の脅威（盗難、破壊、破損）のみならず、環境上の脅威（漏水、火災、停電）からの物理的な保護にも配慮する。

以下、非匿名化情報の利用者のみ（*）

- ⑥ （*）情報を含む電子媒体及び紙媒体が保管されている鍵付きキャビネット等の鍵の使用を管理すると共に、当該キャビネット等の鍵についても鍵付きボックス等に収納し、利用者が当該ボックス等の鍵を管理する。
- ⑦ （*）個人情報の利用を行う利用場所並びに個人情報の物理的保存を行っている区画は、個人情報や機微情報を扱わない他の業務から独立した区画として確保する。
- ⑧ （*）利用責任者は、利用場所の設置状況に応じて、利用場所あるいは利用場所を含む部屋への入室を許可する者の範囲を明らかにする。
- ⑨ （*）利用責任者は、利用場所の設置状況に応じて、入退室時（夜間・休日を含む）の手続きを明らかにする。
- ⑩ （*）利用場所に必要な機器類（プリンタ、コピー機、シュレッダ等）は、個人情報や機微情報を扱わない他の業務と共に用せず、利用場所内に設置する。
- ⑪ （*）個人情報の保存区画へのアクセスは、前室と利用場所の二重施錠、建物入口での

身分証の提示や電子入館と利用場所の物理錠、等多要素管理している。

- ⑫ (*) 利用者以外が、保守作業等により情報を取り扱う PC 等に直接アクセスする作業の際は、利用責任者が、作業者・作業内容・作業結果等の確認を行う。
- ⑬ (*) 個人情報を取り扱う PC 及びサーバに盗難防止策を講じる（セキュリティチェーン等による固定、施錠したサーバラック内への設置等）。

1.3. 技術的安全管理対策

技術的安全管理措置とは、情報及びそれを取り扱う PC 等へのアクセス制御、不正ソフトウェア対策、監視等をいう。技術的な対策のみで全ての脅威に対抗できる保証はなく、一般的には運用による対策との併用は必須である。技術的安全管理対策には以下の事項が含まれる。

- ア. 利用者の識別及び認証
 - イ. 情報の区分管理とアクセス権限の管理
 - ウ. アクセスの記録（アクセスログ）
- エ. 不正ソフトウェア対策
 - オ. ネットワーク上からの不正アクセス対策

【対策】

- ① システム管理者によって管理されている不正侵入検知・防御システム及びウイルス対策機能のあるルータで接続されたネットワーク環境を構築する。
- ② 情報を取り扱う PC 及びサーバに、ログインパスワードの設定を行う。
- ③ ログインのためのパスワードを 8 桁以上のものに設定し、第三者が容易に推測できるものは避ける。
- ④ ログインのためのパスワードを定期的に変更し、以前設定したものを使い回しは避ける。ただし、2要素認証を採用している場合、必ずしもパスワードに定期的な変更は求めない。
- ⑤ パスワードを第三者の目につくところにメモしたり、貼付したりしない。
- ⑥ 外部ネットワークと接続する電子媒体（USB メモリ、CD-R 等）を、情報を取り扱う PC 等に接続する場合は、ウイルス等の不正なソフトウェアの混入がないか、最新のウイルス定義パターンファイルを用いて確認する。

以下、非匿名化情報の利用者のみ (*)

- ⑦ (*) 個人情報を取り扱う PC 等は、スタンドアロン又は物理的若しくは論理的に外部ネットワークからの侵入に対策された環境とする。
- ⑧ (*) 個人情報を取り扱う PC 及びサーバは、生体認証と他の方法との組み合わせによる多要素認証とする。

1.4. 人的安全管理対策

人的安全管理措置とは、秘密保持義務と違反時の罰則に関する規程について、統括利用責任者及び利用責任者は自ら学習し、利用者に、教育・訓練等を行うことをいう。

【対策】

① 統括利用責任者及び利用責任者は、以下の内容を含む情報に関する規程等及び各利用者の役割並びに責任について、自ら学習し、すべての利用者に説明を行う。

1) 情報に関する規程等

- 法に規定される秘密保持義務（法第33条及び第34条）の規定

（受領者等に係る全国がん登録情報の取扱いの事務等に従事する者等の秘密保持義務）

第三十三条 第三節の規定により全国がん登録情報若しくは都道府県がん情報の提供を受けた場合におけるこれらの情報の取扱いの事務若しくは業務に従事する者若しくは従事していた者又は当該提供を受けた者からこれらの情報の取扱いに関する事務若しくは業務の委託があった場合における当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者は、それぞれその事務又は業務に関して知り得たこれらの情報に関するがんの罹患等の秘密を漏らしてはならない。

（受領者等に係る全国がん登録情報の取扱いの事務等に従事する者等のその他の義務）

第三十四条 第三節の規定により全国がん登録情報若しくは都道府県がん情報若しくはこれらの情報の匿名化が行われた情報の提供を受けた場合におけるこれらの情報の取扱いの事務若しくは業務に従事する者若しくは従事していた者又は当該提供を受けた者からこれらの情報の取扱いに関する事務若しくは業務の委託があった場合における当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者は、それぞれその事務又は業務に関して知り得たこれらの情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

- 本マニュアル（別添1、別添2の内容を含む）
- その他別途付与された条件等

2) 各利用者の役割及び責任

3) 業務離任後の秘密保持

② 利用責任者は、利用者が追加された場合は、当該利用者に対し情報に関する規程等、各利用者の役割及び責任について説明を行う。

③ 利用責任者は、利用者が業務を離れるときは、当該利用者に対し離任後の秘密保持について説明を行う。

④ 利用責任者は、情報を取り扱うPC等の保守作業やネットワーク環境構築及び維持保守を外部に委託する場合の手続きを明らかにする。契約が、利用者単独の契約でない場合、秘密保持義務契約の内容を確認し、必要な対策を講じる。

利用責任者は、作業の一部を外部に委託する場合、外部の受託者においても、本書の規定が遵守されるよう、委託契約書に情報の安全管理について記載した上で、契約時に説明を行う。

2. 作業内容から見た安全管理対策

利用者の作業内容に沿って、基本的な安全管理対策と推奨される安全管理対策を踏まえて、手順に明らかにするべき具体的な内容と対策を示す。各作業項目では、担当者を明らかにし、個人情報の取扱いに関する具体的な手続きを明らかにする。

2.1. 入退室管理

他の業務から独立した利用場所を確保し、入退室の手続きを定め、権限のない者が利用場所に入退室することを防ぐ。

【対策】

- ① 利用責任者は、利用場所あるいは利用場所を含む部屋の施錠の手続き（鍵の管理方法を含む）を明らかにする。

以下、非匿名化情報の利用者のみ（*）

- ② （*）利用責任者は、利用場所の設置状況に応じて、利用場所あるいは利用場所を含む部屋への入室を許可する者の範囲を記述し、入退室管理簿を確認する作業管理者と、入退室管理簿の更新や保管を実施する担当者を明らかにする。
- ③ （*）利用場所（情報の保管場所を含む）が独立している場合には、最初の入室者による開錠と、最終退出者による施錠について入退出者名や時刻の記録をとり保管する。
- ④ （*）利用場所（情報の保管場所を含む）が独立している場合には、個人情報の物理的保存を行っている区画に入退した者については入退室管理簿に記録の上、利用責任者が定期的に記録の確認を行う。

2.2. 移送

情報の移送には、配達記録が残る手段を利用する。電子媒体については、ウイルス混入対策がされたもの又は未使用品を使用することとする。

個人情報を取り扱う場合は、暗号化して送付した後、受け取り側で権限のある者のみが両者を復号する。

【対策】

- ① 統括利用責任者は、移送の担当者を明確にする。
- ② 統括利用責任者は、移送先と情報を含む資料の種類（形態）に応じて、移送の手続きを明らかにする。
- ③ 統括利用責任者は、移送に関する記録の手続きを明らかにする。

以下、非匿名化情報の利用者のみ（*）

- ⑤ （*）個人情報を含む資料の移送には、予め受け取り側が準備する受け取り側の住所と、赤字で「親展」、「取扱注意」が記載された封筒を用いる。
- ⑥ （*）個人情報を含む資料を移送する場合には、追跡サービス付きの手段（レターパック、書留、特定記録郵便、ゆうパック等）を利用する。
- ⑦ （*）移送する電子ファイルには、強固な暗号化方法を採用する。
- ⑧ （*）統括利用責任者は、利用者が自ら資料を持ち運ぶ場合の手続きを明らかにする。
- ⑨ （*）利用者が自ら資料を運搬する場合、移送中は当該資料に対して、常に人を付ける。
- ⑩ （*）利用者が紙の資料を運搬する場合、鞄や紙袋に入れる等、外部の人間が資料を直接見ることができないようにする。
- ⑪ （*）利用者と窓口組織を結ぶネットワークとして、厚生労働省が安全性を確認したものを除き、個人情報を含む資料を、インターネットを介して移送すること（電子メールへの添付等）を禁ずる。

2.3. 情報処理

情報処理とは、提供された情報の集計・統計分析に係る作業をいう。

【対策】

- ① 統括利用責任者は、情報処理の担当者を明確にする。
- ② 統括利用責任者は、各利用者が担当する情報処理の範囲と情報処理の手続き、方法を明らかにする。
- ③ 利用責任者は、情報処理作業開始時、途中離席時、終了時について、情報を取り扱うPC等と資料の取扱い手続きを明確にする。
- ④ 利用責任者は、情報処理に用いるPCと作業場所を限定する。

2.4. 保管・廃棄

資料は、応諾された利用期間内に申し出た方法で保管する。応諾された利用期間を過ぎたもの、あるいは利用期間内であっても不要となった資料は、迅速かつ安全に廃棄する。

【対策】

- ① 統括利用責任者は、保管の担当者を明確にする。
- ② 利用責任者は、各利用者が保管してよい資料の種類と保管の手続き、方法を明らかにする。
- ③ 資料の利用場所（情報の保管場所を含む）以外への持ち出しを禁止する。
- ④ 統括利用責任者は、廃棄の担当者を明確にする。

- ⑤ 利用責任者は、各利用者が廃棄してよい資料の種類と廃棄の手続き、方法を明らかにする。
- ⑥ 利用責任者は、廃棄の作業記録を残す。
- ⑦ 廃棄を外部に委託する場合、統括利用責任者は外部の受託者の作業について確認する。

以下、非匿名化情報の利用者のみ（*）

- ⑧ （*）電子ファイルの保存には、ファイル及び電子媒体それぞれのパスワードや個人認証による保護等、複数の技術的・物理的安全管理措置を講じる。
- ⑨ （*）個人情報を含む紙資料はシュレッダ等、復旧ができないような方法で廃棄する。具体的には以下の方法若しくは以下に相当する廃棄方法をとるものとする。
 - 裁断：ペーパーシュレッダは幅1mm以下、かつ面積10mm²以下のものの単体処理、又は幅2mm以下、かつ裁断面積が30mm²以下のクロスカット式又はマイクロクロスカット式のものと溶解・焼却等の併用処理とする。
 - 溶解・焼却
- ⑩ （*）個人情報を含む資料の廃棄の作業場所は、利用者以外の者があまり出入りしないような部屋や、動線上、第三者が通る必要のない場所や、廊下の端等に限定する。
- ⑪ （*）個人情報が印刷された紙資料を利用者が利用場所外部で廃棄するような場合、複数名で実施する。
- ⑫ （*）統括利用責任者は、情報を取り扱ったPC及びサーバ、記録・保管している電子媒体を廃棄する手続きを明らかにする。
- ⑬ （*）PCや電子媒体の廃棄に当たっては、内部データ消去の専用ソフトウェアを利用するか、若しくはデータ記憶領域を物理的に破壊して再利用不可能な状態にする。具体的には、以下の方法若しくは以下に相当する廃棄方法をとるものとする。
 - CD等は、メディアシュレッダやはさみによる切断等により物理的に破壊する。USBメモリも、物理的破壊が必要である。
 - PC及びサーバは、データの複数回上書き、消去用ソフトの利用で処理する。

2.5. PC管理

情報を取り扱うPC等を維持するためには、定期的な保守が必要である。保守作業には、PCに障害を来さないためのソフトウェア更新等の対策、障害発生時に被害を最小限にとどめるためのPC異常の早期発見や迅速な応急処置等の対策、障害を是正し通常業務に戻るために行う復旧作業がある。障害対応時において、原因特定や解析のために障害発生時の情報の利用、利用中の情報を救済するために情報へのアクセスが必要な場合がある。

【対策】

- ① 統括利用責任者は、情報を取り扱う PC 等を管理する担当者を明確にする。
- ② 統括利用責任者は、情報を取り扱う PC 等の構成と設置場所を明らかにする。
- ③ 利用場所内の業務に用いる PC の外部持ち出しあは禁止する。
- ④ 管理者用パスワードは不測の場合に対応できる管理方法をとる。
- ⑤ 情報を取り扱う PC 等へのユーザ登録は、利用者が実施する。
- ⑥ 統括利用責任者は、利用者が担当する情報処理の範囲に応じてアクセス可能範囲を定める。

2.6. 利用者からの窓口組織への問合せ

情報の内容に疑義が生じた場合、利用者は、窓口組織に問合せをして疑義照会を行う。

【対策】

- ① 統括利用責任者は、窓口組織への問合せを行う担当者を明確にする。担当者は原則として統括利用責任者とする。
- ② 統括利用責任者は、情報に関する問合せについて、予め窓口組織と相談の上、問合せの手続きを明らかにする。
- ③ 研究に参加している患者や患者家族への情報の提供は禁止する。
- ④ 公表前の情報に関する、窓口組織以外の外部からの問合せには、回答しない。外部からの問合せ者には以下が想定される。
 - ア. 病院等、医師会、市町村、保健所、都道府県庁等
 - イ. 学術団体等
 - ウ. 新聞、雑誌、テレビ等のマスメディア等
 - エ. 患者、患者家族、医師、一般市民等

以下、非匿名化情報の利用者のみ（*）

- ⑤ （*）文書による窓口組織への個人情報の照会の場合、依頼状、返信用封筒とともに、「2. 移送」に定めた手段を用いる。
- ⑥ （*）電話による窓口組織への個人情報の照会は、禁止する。
- ⑦ （*）一般回線の FAX による窓口組織への個人情報の照会は、禁止する。
- ⑧ （*）利用者と窓口組織を結ぶ回線については、厚生労働省が安全性を確認したものと除き、インターネットを利用した電子メール等による個人情報の照会は禁止する。